

〔地区計画〕

理 由 書

本地区の用途地域を第二種低層住居専用地域から第一種住居地域に変更することに伴い、立地可能となる建築物のうち日常生活サービスを担う店舗等以外の建築物の立地を制限し、本地区内の良好な住環境を保全するため、地区計画を決定する。